

(令和7年8月25日作成)

那須塩原市省エネ家電購入促進キャンペーン Q&A集(目次)

1 制度の概要について

- (1) どんな制度ですか。

2 対象者について

- (1) 対象者の条件は。
- (2) 世帯主でなくても申請できますか。
- (3) 那須塩原市に引っ越してきました。住民登録前の購入は対象になりますか。
- (4) 過去に那須塩原市又は栃木県で同様の制度の交付を受けた場合でも申請できますか。
- (5) 住所は同一だが世帯が別の場合、それぞれの世帯で申請はできますか。
- (6) (エアコン購入)同居の別世帯に65歳以上の高齢者がいる場合も対象になりますか？

3 対象製品について

- (1) 対象となる製品とその要件は何ですか。
- (2) 「多段階評価点」「省エネ基準達成率」とは何ですか。
- (3) 中古品、新古品も対象になりますか。
- (4) 申請者と使用者が異なっても対象になりますか。
- (5) リース品は対象になりますか。
- (6) 会社の事務所やお店で使用する家電は対象となりますか。
- (7) 対象となる製品が分かりません。
- (8) 新築住宅と合わせて省エネ家電等を購入した場合は対象となりますか。

4 対象経費について

- (1) 対象経費は何ですか。
- (2) 対象製品をまとめ買いした場合は、どうなりますか。
- (3) 購入時に使用したクーポンやポイント分は対象経費に含まれますか。
- (4) 購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。
- (5) 値引きがあった際の対象経費はどうなりますか。

5 対象店舗について

- (1) 店舗・事業者には条件がありますか。

6 還元について

- (1) 還元額はいくらですか。
- (2) 還元方法を教えてください。
- (3) 還元の決定と不決定の通知は届きますか。

7 対象期間・受付期間について

- (1) いつからの購入が対象ですか、既にご買ってしまった家電は対象になりますか。
- (2) 購入対象期間前に契約をした場合は対象となりますか。
- (3) 購入対象期間に購入した製品の取付けが購入対象期間以降に終了した場合は対象になりますか。
- (4) 受付期間はいつですか。
- (5) 申請できるのはどの時点からですか。
- (6) この制度はいつまでやっていますか。

8 申請手続きについて

- (1) どのような申請方法がありますか。
- (2) どこで申請をすればよいですか。
- (3) 申請用紙はどこで手に入りますか。
- (4) 申請書に押印は必要ですか。
- (5) 購入先の事業者は、自分の代わりに申請してくれますか。

9 必要となる書類について

- (1) 必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。
- (2) 必要書類の領収書、レシート等はコピーでもよいですか。
- (3) 「領収書等」とは何ですか。
- (4) 領収書に一式の金額が記載されていて、支払内訳が記載されていません。
- (5) 領収書等を紛失してしまいました。
- (6) 同一世帯であれば領収書等に記載の氏名と申請者の氏名が異なっても申請はできますか。
- (7) 「保証書等」とは何ですか。
- (8) 申請から共通商品券の送付まで、どれくらいの時間がかかりますか。

1 制度の概要について

(1) どんな制度ですか。

- ・ キャッシュレス決済の利用及び省エネ性能に優れた家電等の購入を促進することにより、家庭における電気使用量の負担を軽減するとともに、温室効果ガスの削減を図ることを目的とした事業です。
- ・ 市内対象店舗にてキャッシュレス決済を用いて一定基準を満たす省エネ家電等を購入した個人を対象に、一律2万円分的那須塩原市共通商品券を還元します。

2 対象者について

(1) 対象者の条件は。

- ・ 令和7年9月1日から令和7年10月31日の購入対象期間に、キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン事業の対象店舗のうち家電量販店、家電販売店及び工務店で、要件を満たす新品の家電を購入し、令和7年12月26日までに設置を完了した方が対象です。
- ・ 申請日において、那須塩原市に住民登録がある方が対象です。
- ・ 1人あたり1回限り申請することができます。

(2) 那須塩原市に引っ越してきました。住民登録前の購入は対象になりますか。

- ・ 住民登録前の購入も対象となります。

(3) 過去に那須塩原市又は栃木県で同様の制度の交付を受けた場合でも申請できますか。

- ・ 申請できます。

(4) 住所は同一だが世帯が別の場合、それぞれの世帯で申請はできますか。

- ・ 申請できます。

(5) 同一世帯で複数の申請を行うことは可能ですか。

- ・ 1人あたり1回限り申請が可能です。ただし、同一の設備購入に対して複数回申請することはありません。

3 対象製品について

(1) 対象となる製品とその要件は何ですか。

- ・ エアコン、電気冷蔵庫、照明器具、テレビです。
- ・ 多段階評価点2以上かつ省エネ基準達成率100%以上の製品基準を満たす製品が対象です。

(2) 「多段階評価点」「省エネ基準達成率」とは何ですか。

・ 多段階評価点

小売事業者表示制度で定められた「★」で表示される評価点のことです。市場における製品の省エネ性能の高い順に最高5つ星で評価されます。

・ 省エネ基準達成率

省エネ法で定められた製品ごとに設定されている省エネ性能の目標基準値をどの程度達成しているか「%」で表したものです。

(3) 中古品、新古品も対象になりますか。

- ・ 対象になりません。新品のみが対象です。

(4) 申請者と使用者が異なっても対象になりますか。

- ・ 申請者が市内で使用することを前提とした制度です。

(5) リース品は対象になりますか。

- ・ リースその他キャンペーン申請者に所有権がないものは対象外となります。

(6) 会社の事務所やお店で使用する家電は対象となりますか。

- ・ 対象になりません。個人の自宅で使用する家電のみが対象となります。

(7) 対象となる製品が分かりません。

- ・ 省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>)でご確認ください。

(8) 新築住宅と合わせて省エネ家電を購入した場合は対象となりますか。

- ・ 購入した設備が対象となる要件を満たしていれば、対象となります。
- ・ 購入に係る費用の全額を支払った日を購入日として判断します。
- ・ 対象製品を購入したこと及び購入金額が分かる書類が必要となります。

4 対象経費について

- (1) 対象経費は何ですか。
 - ・ 対象製品の本体購入費(税抜)が対象です。取付工事費、配送料その他経費は対象外となります。
- (2) 対象製品をまとめ買いした場合は、どうなりますか。
 - ・ 対象製品の購入合計額が6万円以上の場合、還元対象となります。
ただし、一度の支払いで購入した場合のみ対象とし、複数回に分けて購入した場合、合算はできません。
- (3) 購入時に使用したクーポンやポイント分は対象経費に含まれますか。
 - ・ 本体購入費用の実支出額で判断するため、販売店で商品代金から割引があった場合やクーポンによる割引、ポイント等を使用した場合は、割引後の金銭支払額を対象経費として計算します。
- (4) 購入に伴い付与されるポイントは本体購入費用から減額されますか。
 - ・ 対象経費からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。
支払金額に応じて付与されるポイントについては考慮しません。
- (5) 値引きがあった際の対象経費はどうなりますか。
 - ・ 合計額(税込)から値引きされている場合は、本体価格(税抜)を税込価格とし、本体価格(税抜)から値引き額を差し引いた額を対象経費とします。

△△電気	
本体価格	¥100,000
設置費	¥30,000
小計	¥130,000
税	¥13,000
値引き	—10,000
合計額	¥133,000
支払額	¥133,000

(例)

100,000円(本体価格・税抜)×1.10＝110,000円(本体価格・税込)

110,000円(本体価格・税込)－10,000円(値引き額)＝100,000円(税込)

100,000円(税込)÷1.1(消費税率)＝90,909円(税抜)

※ 小数点以下切捨て

補助対象経費 90,909円

- ・ 小計額(税抜)が値引き後の価格の場合は、本体価格から値引き額を差し引いた額を対象経費とします。

〇〇電気		
本体価格	¥100,000	(例) 100,000円(本体価格)－10,000円(値引き額)＝90,000円 補助対象経費 90,000円
設置費	¥30,000	
値引き	—10,000	
小計	¥120,000	
税	¥12,000	
合計額	¥132,000	
支払額	¥132,000	

5 対象店舗について

- (1) 店舗・事業者には条件がありますか。
 - ・ 対象となる店舗・事業者は、キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンの対象店舗のうち家電量販店等です。

6 還元について

- (1) 還元額はいくらですか。
 - ・ 還元額2万円
- (2) 還元方法を教えてください。
 - ・ 那須塩原市共通商品券にて還元します。
- (3) 還元の決定と不決定の通知は届きますか。
 - ・ 還元の決定は那須塩原市共通商品券の送付を通知に代えます。
 - ・ 申請書等に不備があり、還元ができない場合は還元不決定通知を送付します。

7 対象期間・受付期間について

- (1) いつからの購入が対象ですか、既にご購入済みの家電は対象になりますか。
 - ・ 購入対象期間は令和7年9月1日から令和7年10月31日までです。
- (2) 購入対象期間前に契約をした場合は対象となりますか。
 - ・ 購入費用全額を支払った領収書等の日付を購入日とします。全額支払った日が購入対象期間内であれば還元対象となります。
- (3) 購入対象期間に購入した製品の取付が購入対象期間以降に終了した場合は対象になりますか。
 - ・ 対象になりません。対象製品を購入対象期間までに購入かつ設置まで完了し、交付申請を提出する必要があります。
- (4) 申請受付期間はいつですか。
 - ・ 令和7年9月1日から令和7年12月26日までです。

- (5) 申請できるのはどの時点からですか。
- ・ 購入し、対象製品の設置が完了した時点から申請ができます。
(申請には、対象製品の保証書、設置状況が分かる写真が必要になり、前金を支払っただけでは必要書類は揃いません)
- (6) この制度はいつまでやっていますか。
- ・ 令和7年10月31日までの購入に対する還元で、受付期間は令和7年12月26日までです。ただし、受付期間内でも交付決定額が予算枠に達した時点で受付を終了します。

8 申請手続きについて

- (1) どのような申請方法がありますか。
- ・ 郵送、持参又はインターネットでの申請ができます。
- (2) どこで申請をすればよいですか。
- ・ 持参の場合、市役所本庁舎2階の環境戦略部・カーボンニュートラル課が窓口となります。
- (3) 申請用紙はどこで手に入りますか。
- ・ 市ホームページからのダウンロードはできません。家電量販店等にて配布しておりますので、設備を購入される際に各店舗までお問合せください。
- (4) 申請書に押印は必要ですか。
- ・ 押印の必要はありません。
- (5) 購入先の事業者は、自分の代わりに申請してくれますか。
- ・ 申請は、申請者本人から行う必要があります。ただし、申請書の一部に事業所記入欄がありますので、そちらは事業所にて記入いただいでください。また、申請に係る連絡や通知の送付は、申請者あてに行います。

9 必要となる書類について

- (1) 必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。
- ・ 以下の書類が申請に必要です。
 - ① 身分証明書(顔写真入りの証明書1点、顔写真入りの証明書がない場合には住所の確認できる物2点)の写し
 - ② 購入した対象製品の税抜価格及び支払が確認できる書類(領収書等)
 - ③ 購入した事業所の所在地が確認できる書類(領収書等)
 - ④ 購入した対象製品のメーカー又はブランド並びに機種名及び型式が確認できる書類(保証書等)
 - ⑤ 対象製品の設置状況が確認できる写真
- (2) 必要書類の領収書、レシート等はコピーでもよいですか。
- ・ コピーをご提出ください、なお、原本をご提出いただいても返却はいたしません。
- (3) 「領収書等」とは何ですか。
- ・ 申請者が那須塩原市内に所在する事業所で対象製品を購入したことが証明できるもので、購入した製品名や支払金額の内訳が記載されたものが必要になります。
※ 「購入店舗の住所」「購入した製品」「支払金額(内訳)」が分かれば、様式は問いません。
- (4) 領収書に一式の金額が記載されていて、支払内訳が記載されていません。
- ・ (3)に示す内容の記載が必要です。購入店舗にご相談ください。
- (5) 領収書等を紛失してしまいました。
- ・ 購入店舗にお問合せください。
- (6) 領収書等に記載の氏名と申請者の氏名が異なっても申請はできますか。
- ・ 購入者と申請者が異なる場合は、還元の対象とはなりません。
- (7) 「保証書等」とはなんですか。
- ・ 製品に添付されている保証書で、購入日、購入店舗及び購入者住所氏名を記載するものです。
 - ・ 申請者の住所氏名、購入日を記載してからコピーしてください。店舗印の有無は問いません。
 - ・ 家電量販店が独自で実施する保証とは別のものですので、ご注意ください。
- (8) 申請から共通商品券の送付まで、どれくらいの時間がかかりますか。
- ・ 申請書類に不備がなければ、書類が到達してから2か月程度で那須塩原市共通商品券を送付します。
 - ・ 申請書類が揃ってから初めて受付となります。書類に不備がある場合は、受付が完了しませんので、ご提出前に再度、確認をしてください。